

議案第 15 号

飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館の使用料等の見直しによる改正

飛驒市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例

飛驒市地域産業振興施設条例（平成17年飛驒市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条中「飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例」を「飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に改める。

別表飛驒市かわい歴史の里いなか工芸館の項休館日及び開館時間の欄中「12月31日」を「12月29日」に改め、同項使用料の欄中「1回につき 3,140円」を「紙漉き体験1人1回 1,100円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飛騨市地域産業振興施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
第1条～第4条 略 (指定の手続き) 第5条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、 <u>飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例</u> (平成16年飛騨市条例第272号) に基づき指定するものとする。 第6条～第20条 略 附 則 略 別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)				第1条～第4条 略 (指定の手続き) 第5条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、 <u>飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例</u> (平成16年飛騨市条例第272号) に基づき指定するものとする。 第6条～第20条 略 附 則 略 別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)			
名称	位置	休館日及び開館時間	使用料	名称	位置	休館日及び開館時間	使用料
飛騨市農林水産物直売・食材供給施設の項 略				飛騨市農林水産物直売・食材供給施設の項 略			
飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館	飛騨市河合町角川709番地	休館日 (1) 水曜日 (2) <u>12月31日</u> から翌年の1月3日まで の日 開館時間 午前8時30分から午後5時まで	1回につき 3,140円	飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館	飛騨市河合町角川709番地	休館日 (1) 水曜日 (2) <u>12月29日</u> から翌年の1月3日まで の日 開館時間 午前8時30分から午後5時まで	紙漉き体験 1人1回 1,100円
飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデンの項～地域交流センター船津座の項 略				飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデンの項～地域交流センター船津座の項 略			

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
担当部	河合振興事務所
提案理由	飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館の使用料等の見直しによる改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館は、指定管理者により運営を行ってきたが、令和7年4月1日より市の直営となるため、所要の改正を行うもの。</p> <p>(1) 紙漉き体験料金の見直し</p> <p>これまで指定管理者は、紙漉き体験1回につき条例に基づき、3,140円を上限とし、1,000円を利用者から収受してきた経緯があることから、直営後は料金体系を1,100円に改めるもの。</p> <p style="text-align: right;">(別表関係)</p> <p>(2) 年末休館日の見直し</p> <p>休館日を「12月31日から」としていたが、年末における紙漉き体験利用者がいないことから、「12月29日から」に改めるもの。</p> <p style="text-align: right;">(別表関係)</p>
市民への影響等	紙漉き体験の利用者にとって負担増となる改正。
施行日	令和7年4月1日
備考	<p>【直近3年度の紙漉き体験利用実績】</p> <p>令和4年度 165人</p> <p>令和5年度 98人</p> <p>令和6年度 130人（令和6年12月末時点）</p>